

中公審第 115 号

昭和 50 年 6 月 28 日

環境庁長官 小沢辰男 殿

中央公害対策審議会  
会長 和達清夫

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定  
について（答申）

昭和 46 年 9 月 27 日付け諮問第 4 号をもつて中央公  
害対策審議会に対して諮問のあつた、「特殊騒音に係る  
環境基準の設定について」について別添のとおり答申す  
る。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定  
について（答申）

新幹線鉄道騒音問題は、輸送の増加等に伴い被害が増大し、一部の地域において生活環境保全上深刻な社会問題となつてゐるほか、新幹線鉄道の建設をめぐつて沿線地域において公害反対運動が提起されている等この解決は極めて重要な課題となつてゐる。

本審議会は、先に既設の新幹線鉄道について「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について当面の措置を講ずる場合における指針について」を答申したところであるが、引き続き、騒音振動部会特殊騒音専門委員会において新幹線鉄道騒音に係る諸対策を総合的に推進するに当つての行政上の目標となるべき環境基準について検討した結果、別添の専門委員会報告がとりまとめられた。

これを基に、騒音振動部会においては、慎重な審議を行い、とくに達成の方途と可能性について繰り返し検討を重ねた。

その結果、設定されるべき環境基準が日本国有鉄道のみを対象とする基準であり、当該企業体における技術及び体制の現状や経営の実態から、当該企業体のみの措置によつては達成を期することが困難であること、従つて当該企業体を管掌する政府において

も積極的かつ有効な措置をとることなどが次くべからざるものであることと認めた。すなわち、当該企業体が達成への隘路とする技術開発、実施体制、財源措置等の諸問題について関係省庁が一体となつて協力し、地方公共団体の協力をも得て措置することなしには基準達成が期せられないものと認めた。

よつて、本審議会は、政府が以下に定める環境基準を目標として設定し、全力をあげて達成に取り組み、可及的速やかに沿線地域の生活環境保全を実現するよう努力することを要望して答申を行うものである。

なお、政府に対する要望の趣旨は、別途、附帯決議をもつて示し、具体的な事項については、別紙課題によつて示すこととする。

## 1 環境基準

(1) 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるおりとする。

地域の類型	基 準 値
I	7.0 ホン以下
II	7.5 ホン以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(2) (1)の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

ア 測定は、上り及び下りを含めて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、通過列車騒音のピークレベルを読み取つて行うものとする。

イ なお、測定時期としては、特殊な気象条件にある時期及び当該地点における列車速度が通常時より低いと認められ

る時期を避けるものとする。

イ 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点又は新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

ウ 評価は、読み取ったピークレベルのうちレベルの高い半数をパワー平均して行うものとする。

エ 測定機器は、計量法(昭和26年法律第207号)第88条の条件に合格した騒音計を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、動特性は緩(slow)とする。

(3) (1)の環境基準は、新幹線鉄道が午前6時から午後12時までの間に限り運行される場合に適用するものとし、当該時間以外の時間に運行されることとなる場合は、必要な改定を行うものとする。

## 2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに、次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよ

うに努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止のための施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようとするものとする。

沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80ポン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75ポンを超える 80ポン未満の区域	7年以内 10年以内	開業時から3年以内	
c	70ポンを超える 75ポン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

## 備考

1 沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。

(1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道

(2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び  
東京・成田間の区間の新幹線鉄道

(3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道

3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に  
係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

### 3 騒音対策の実施方針

(1) 新幹線鉄道に係る騒音対策を実施するに際しては、当該沿  
線区域のうち a の区域に対する騒音対策を優先し、かつ、重  
点的に実施するものとする。

(2) 既設新幹線鉄道の沿線区域のうち b の区域及び c の区域に  
に対する騒音対策を実施するに際しては、当該沿線区域のうち  
a の区域における音源対策の技術開発及び実施状況並びに実  
施体制の整備及び財源措置等との関連における障害防止対策  
の進ちょく状況等を勘案して、逐次、その具体的実施方法  
の改訂を行うものとする。